

令和元年 8 月 29 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 松 尾 直 規 様

愛知県環境影響評価審査会
中部国際空港沖公有水面埋立部会
部会長 井 上 隆 信



中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について
(報告)

令和元年 7 月 1 日に審査を付託されたこのことについては、別添のとおりで
す。

中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書についての部会 報告

はじめに

中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、工事期間が長期にわたる計画であることから、常に環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

また、工事の進捗状況や周辺環境の変化等により様々な環境影響が想定されることから、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

- (2) 埋立地の形状の複数案の比較について、評価結果の妥当性をより詳細に示すこと。
- (3) 埋立地の形状及び護岸の構造の詳細な設計に当たっては、水環境、動物、植物及び生態系等への影響をより一層低減するよう検討すること。
- (4) 環境監視調査の具体的な計画が明らかになっていないことから、調査地点、期間、頻度、方法等の調査手法を検討し、その設定根拠も含め、評価書においてできる限り詳細に示すとともに、関係行政機関との協議を踏まえ、事業実施前に計画書として取りまとめ、公表すること。

また、計画書に基づき的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。

2 大気質、騒音

埋立区域に隣接する空港島には、空港、展示場、ホテル等の集客施設が存在するものの、大気質及び騒音の予測が行われていないことから、これらの影響を把握するため、空港島においても、工事の実施に伴う影響の予測及び評価を行うこと。

3 水環境

- (1) 工事の実施に伴う水の濁りの影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置すること。また、埋立工事中は各工区において十分な規模の沈殿池を設置し、維持管理を適切に行い、より一層の環境影響の低減に努めること。

- (2) 西工区における埋立ての途中形状において、新たな護岸の周辺海域における水環境の変化が見込まれるものの、準備書においては、それらの詳細が明らかになっていないことから、埋立地の存在に伴う水環境の影響の予測をより詳細に示すこと。
- (3) 準備書においては、埋立地の存在に伴う流向及び流速の影響について、変化域は伊勢湾全域に対して十分に小さいと評価しているが、埋立地周辺の狭域の海域への影響が考えられることから、当該海域における影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

4 動物、植物、生態系

工事の実施に伴う影響が長期間継続する計画であること、埋立地の存在に伴い、伊勢湾の中でも特に生物の生産性が高く多様な生物の生息・生育の場である空港島西側の海域が減少することに加え、スナメリやアカウミガメ等の重要な種も確認されていることから、海域の動物及び植物の生息・生育環境への影響が懸念される。また、名古屋港ポートアイランドでは多くの鳥類の生息が確認されており、仮置土砂の搬出に伴う生息地の改変等の影響が懸念される。

このため、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、以下の事項について適切に対応すること。

- (1) 準備書においては、工事の実施及び埋立地の存在に伴う動物及び植物の生息・生育環境への影響について、周辺に同様の環境が存在することなどから影響は小さいと予測しているが、現在の生息・生育環境の重要性及び周辺環境の状況を踏まえて予測及び評価を見直すとともに、その根拠を具体的に示すこと。
- (2) 生態系において、上位性の視点から地域を特徴づける注目種として、オオミズナギドリ等の海鳥に係る影響についても予測及び評価を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

また、工事の実施及び埋立地の存在に伴う動物及び植物への影響を把握するために、的確に調査を実施した上で、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずるとともに、それらの内容を公表すること。

なお、調査及び措置の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に行うこと。

5 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和 元年 7月 1日	審 査 会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託
令和 元年 7月 25日	部 会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市町長意見の検討
令和 元年 8月 19日	部 会	準備書の内容の検討 部会報告の検討

愛知県環境影響評価審査会中部国際空港沖公有水面埋立部会構成員

◎井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
○大石 弥幸	大同大学情報学部特任教授
東海林 孝之	豊橋技術科学大学大学院工学研究科講師
富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
中山 恵子	中京大学経済学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授

◎部会長 ○部会長代理

(敬称略、五十音順)